

1 計画の趣旨

愛媛県では、平成 23 年から「自転車新文化の推進」に取り組んでおり、第六次愛媛県長期計画の第 2 期アクションプログラム（2015～2018 年度）において、「地域経済の活性化」を実現するための主要施策の 1 つとして位置づけている。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号。以下「法」という。）が平成 29 年 5 月 1 日に施行され、さらに、法第 9 条に基づく自転車活用推進計画が平成 30 年 6 月 8 日に閣議決定された。

愛媛県自転車新文化推進計画（以下、「本計画」という。）は、法第 10 条に基づく都道府県自転車活用推進計画として位置づけ、県の第 3 期アクションプログラム（2019～2022 年度）の策定に合わせて、自転車新文化の更なる拡大・深化に向けて、新たな取り組みを含めた自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、基本となる目標を設定するものである。

【参考：自転車新文化とは】

自転車新文化とは、サイクリングを核にして交流人口を拡大させ、地域の活性化に繋げるとともに、県民に自転車を活用したライフスタイルを提案し、「健康」「生きがい」「友情」を育み、生活の質の向上を図ろうとする取り組み。

【参考：自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）抜粋】

（目的）

第一条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（自転車活用推進計画）

第九条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。

（都道府県自転車活用推進計画）

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

2 計画区域

本計画の計画区域は、2019 年 3 月現在における愛媛県（松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）の行政区域とする。